

戸籍に関する届出

市民課 ☎(32)8897

戸籍は日本国民の親族的な身分関係を登録し公証する公文書です。定められた期限内に届け出てください。

届書の種類	必要なもの	注意事項
出生届 (子どもが生まれたとき)	出生証明書	生まれた日から14日以内に届出をしてください。 命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲に限られています。
婚姻届 (結婚するとき)	顔写真のついた官公署発行の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	結婚する2人と証人(成人2人)の署名が必要です。 住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。
転籍届 (本籍を移すとき)	—	筆頭者と配偶者の自筆の署名が必要です。ただし、夫婦の一方が死亡などにより除籍されているときは、筆頭者(配偶者)のみの届出となります。
死亡届 (お亡くなりするとき)	死亡診断書	死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。
離婚届 (離婚するとき)	顔写真のついた官公署発行の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	調停離婚等では、確定・成立の日から10日以内に申立人が届け出なければなりません。 協議離婚の場合は、夫婦の署名と証人(成人2人)の署名が必要です。 夫婦間の未成年の子については、親権者を定めてください。 住所の変更があった方は、住所の異動もしてください。

印鑑登録

市民課 ☎(32)8896

市に住民登録をしている方は1人につき1個、印鑑を登録できます(ただし、年齢が15歳未満の方や意思能力を有しない方を除きます)。

■登録手数料 300円

■登録できる印鑑

住民基本台帳に記録されている氏名(氏もしくは名、または氏名の一部を組み合わせたもの)をあらわした、印影が鮮明で変形しない印鑑(一边の長さが8mm以上25mm以下のもの)

必要なもの

■本人が申請する場合

登録する印鑑、顔写真のついた官公署発行の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カード等)

※本人確認書類がない場合は、郵便や保証人による本人確認で登録ができます。

■代理人が申請する場合(即日登録不可)

登録する印鑑、代理人選任届、代理人の印鑑及び顔写真のついた官公署発行の本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード等)

※郵送による照会を行った後、登録になります。

マイナンバーカード

市民課 ☎(32)8896

マイナンバーカードは、本人確認情報が記載された顔写真付きのICカードで、公的な身分証明書としてご活用いただけます。申請は必要書類を指定の封筒で郵送するか、オンラインで手続きください。受け取りの案内が届きましたら、申請者ご本人が受取案内と本人確認書類等をお持ちになり、市役所へお越しください。

平日に来庁できない方は、偶数月第2日曜日(午前のみ)に交付を行いますので、希望日の5日前(土日・祝日は除く)までに電話で予約してください。

住所異動や戸籍の届出(市に住所がある方で、氏名・住所が変わる場合)の際には記載事項を変更しますので、マイナンバーカードをお持ちください。

公的個人認証サービス(電子証明書)

市民課 ☎(32)8896

公的個人認証サービスは、国や地方公共団体に対し電子申請・届出を行う際に、申請者のなりすましや申請内容の改ざん等を防ぐためのセキュリティ確保の手段(電子署名)と電子証明書を提供するサービスです。

■必要なもの マイナンバーカード、官公署発行の本人確認の書類(運転免許証・保険証等)

■手数料 200円